

平成十九年二月九日受領
答弁第一一九号

内閣衆質一六六第一九号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出汪兆銘政権の性格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出汪兆銘政権の性格に関する質問に対する答弁書

一について

「同盟」という言葉は、一般に、共通の目的のために行動を共にするというような関係を意味するものとして用いられていると承知している。

二について

当時、我が国は、汪兆銘が国民政府行政院院長を務める中華民国との間で、日本國中華民国間同盟條約（昭和十八年条約第十三号）を締結した。

三及び五について

当時の日本国政府は、汪兆銘が国民政府行政院院長に就任していたこと等から、千九百四十年には、同氏が中華民国を代表する立場にあつたと認識していた。千九百四十五年の降伏文書の署名の時点では、蒋介石が中華民国政府主席を務めていた。

四について

当時、我が国は、汪兆銘が国民政府行政院院長を務める中華民国との間で、日本國中華民国間基本關係

二關スル條約（昭和十五年條約第十号）、租界還付及治外法權撤廢等二關スル日本國中華民國間協定（昭和十八年條約第二号）、日本國中華民國間同盟條約等の國際約束を締結した。